



# 秋田市 権利擁護センター

秋田市権利擁護センターは、成年後見制度の利用促進と地域連携を推進し、高齢者や障がい者の権利擁護を普及啓発するとともに、**成年後見制度**や**日常生活自立支援事業等**の活用により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしが実現できるように支援します。

## 日常生活自立支援事業

判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に福祉サービス利用料の支払いや情報提供、相談および日常的な金銭管理サービスや書類等の預かりサービスを行います。

### 業務内容

- 定期的な生活費のお届け
- 通帳の預かり
- サービス利用手続きのお手伝い
- 公共料金の支払いのお手伝い
- 福祉サービスの情報提供

### 利用料

サービスの利用料は1時間につき1000円。1時間を超える場合は30分毎に500円が加算されます。※生活保護世帯の方は無料です。

金融機関の貸金庫を利用する場合は基本料金1カ月100円がかかります。

## 成年後見制度利用促進事業 (中核機関)

日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護を必要とする人を確実に支援に結び付けられるように広報・相談・制度利用支援を行います。

### 業務内容

#### 1. 広報機能

- 出前講座
- セミナーの開催

#### 2. 相談機能

- 制度利用の相談対応
- 申立て支援

#### 3. 成年後見制度利用促進機能

- 各種事業・サービスからの移行支援
- 関係機関との連携促進
- 後見人選定支援  
(※令和4年度以降)

## 法人後見事業

判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、秋田市社会福祉協議会が成年後見人等(法定代理人)となって財産管理や身上監護に関する法律行為全般を行います。

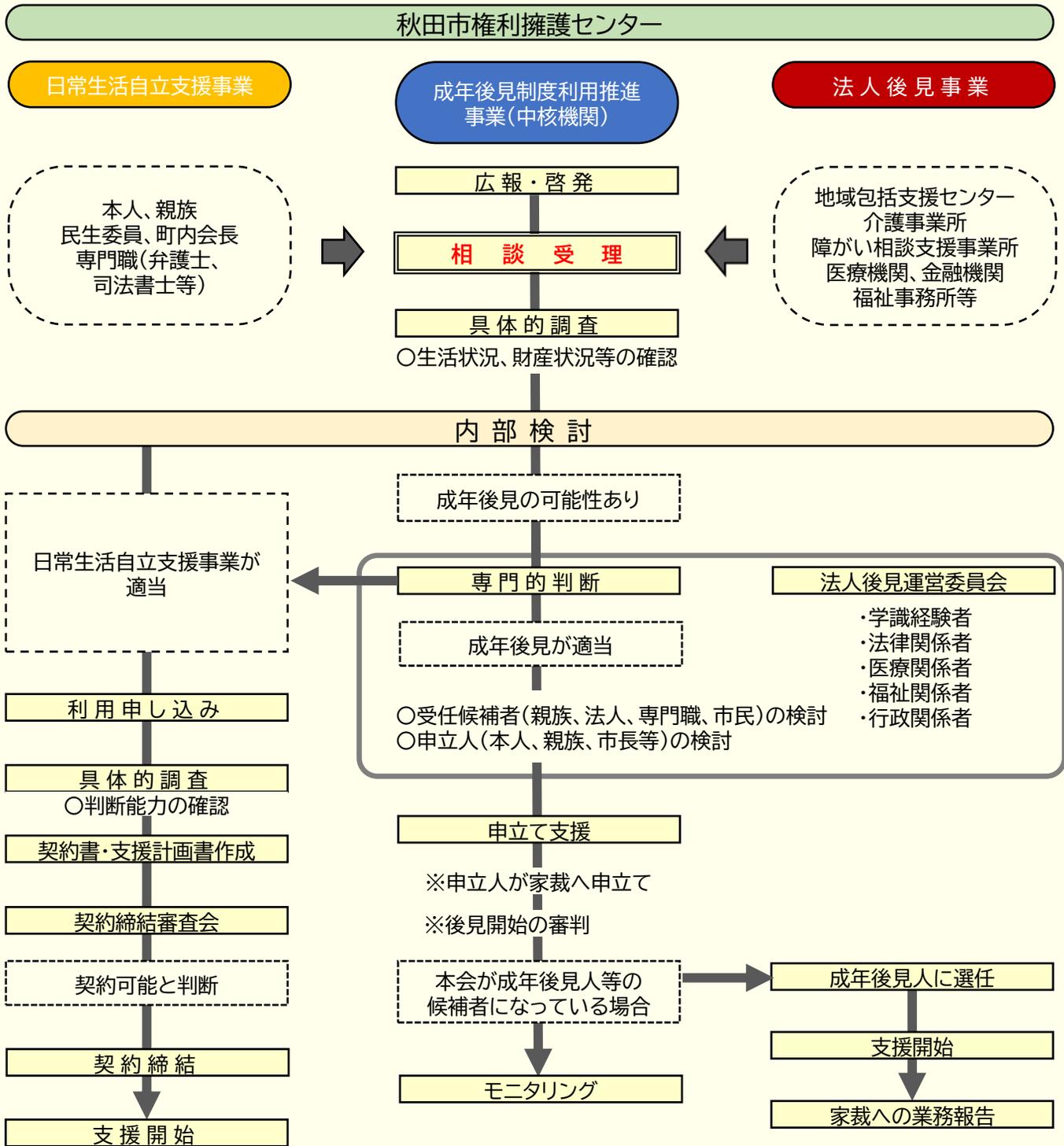
### 業務内容

- 定期的な生活費のお届け
- 預金口座の管理、残高確認
- 入院手続き、医療費の支払い
- サービスの利用手続き
- 消費者被害の取り消し
- 財産の保全・処分

### 法人後見運営委員会

本会は成年被後見人の権利を擁護するとともに、業務の公平性及び専門性を確保するため、法人後見運営委員会を設置しています。

# 権利擁護支援開始までのフローチャート



社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

## 秋田市権利擁護センター

〒010-0976 秋田県秋田市八橋南一丁目8-2

TEL:018(862)0102 FAX:018(862)8900

<https://www.akita-city-shakyo.jp/kenri-yougo>



相談は無料です。ご連絡お待ちしております。

※月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)9時～17時

